北九州市設計業務委託成績評定要領

制定　平成１７年４月　１日
最終改正　令和　７年４月２３日

（目的）

第１条　この要領は、北九州市の所掌する設計業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第２条　この要領において、評定の対象となる設計業務委託（以下「設計業務」という。）は、「北九州市設計業務委託検査要綱」に定める設計業務と同様とする。

（評定者）

第３条　設計業務の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、設計監督員、設計担当係長及び検査員とする。

２　第５条の特別評定をする場合の評定者は、設計担当係長及び設計担当課長とし、評定に当たっては、工事担当課と協議して行うものとする。

（評定の方法）

第４条　評定は、設計業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定の採点は、設計業務の区分に応じた別紙１から別紙３の採点表によって行うものとする。

３　評定の結果は、設計業務の区分に応じた様式―1 の設計業務委託成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（特別評定）

第５条　次に掲げる設計業務については、特別に評定（以下「特別評定」という。）を行うものとする。

（１）　工事の発注後に、設計業務の成果品に種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合があると判明した設計業務（その不適合が軽微と認められる設計業務を除く）

（２）　その他特に必要があると認める設計業務

２　特別評定は、設計業務の区分に応じた特別評定基準（別紙４）に基づき、評定表によって行うものとする。

（評定の時期）

第６条　監督員及び設計担当係長の評定は、設計業務が完了したとき、検査員の評定は、完了検査が終了したときに行うものとする。

２　特別評定は、当該設計業務に係る工事の完成後（工事発注毎）に設計担当課が行うものとする。

（評定結果の通知及び公表）

第７条　技術監理局長は、評定が完了したときは、遅延なく当該設計業務の受注者に対して評定の結果を様式―2 の設計業務委託検査結果及び成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）により通知するものとする。なお、評定通知書は、北九州市設計業務等委託契約約款第 35 条第 2 項に基づく検査結果の通知を兼ねるため、発注者名で通知するものとする。

２　技術監理局長は、前項により通知をしたときは、様式―4 の北九州市設計業務委託成績評定結果を閲覧による方法により公表するものとする。

（評定の修正）

第８条　技術監理局長は、第 7 条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

２　技術監理局長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該設計業務の受注者に対して様式―2―2 の設計業務委託成績評定通知書により通知するとともに、通知の写しを閲覧による方法により公表するものとする。

（説明要求等）

第９条　第 7 条又は第 8 条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に、書面により、技術監理局長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

２　技術監理局長は、前項による説明を求められた場合、30 日以内に様式―3 の設計業務委託成績評定に係る説明書により回答するものとする。

３　技術監理局長は、回答に当たり、必要に応じて別に定める設計業務委託成績評定委員会に意見を求めることができる。

４　技術監理局長は、説明の申し立てに回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（評定結果の提出）

第１０条　設計担当課は、評定が完了したときは、その評定結果を各課で集計し、毎月、技術監理局技術支援課に遅滞なく提出するものとする。

２　設計担当課は、特別評定を完了したときは、その評定表を技術監理局技術支援課及び契約課に遅滞なく提出するものとする。

（評定表等の保管）

第１１条　設計担当課は、全ての措置が完了したときは、評定表等を保管するものとする。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

附　則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から実施するものとし、平成 17 年度契約分から適用するものとする。

附　則

この要領は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施するものとし、平成 18 年度契約分から適用するものとする。

附　則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から実施するものとし、平成 18 年度契約分から適用するものとする。

附　則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施するものとし、平成 29 年度契約分から適用するものとする。

附　則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施するものとし、令和 2 年度契約分から適用するものとする。

附　則

この要領は、令和 7 年 4 月 23 日から実施するものとし、令和 7 年度契約分から適用するものとする。